

○国土交通省告示第千二百四十四号

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）第四条第一項の規定に基づき、広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針（平成二十八年国土交通省告示第百五十四号）の一部を次のように変更したので、同条第六項の規定において準用する同条第五項の規定に基づき公表する。

令和六年十月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(略) 一 広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的方向 国土形成計画（全国計画）では、地域の諸課題を克服し、地方に活力を取り戻すため、目指す国土の姿として「新時代に地域力をつなぐ国土」を掲げ、その形成に向けた国土構造の基本構想として、東京一極集中の是正を図り、国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能が分散的に配置されることを目指しつつ、各地域において重層的に各種サービス機能の多様な集約拠点の形成とそのネットワーク化を図る「シームレスな拠点連結型国土」の構築を目指すこととしている。 このため、自然的・文化的・経済的一体性を有する各広域圏においては、地域資源を最大限活かした特色ある地域戦略を描き、多様性に富む自律的な圏域の形成と連結強化を推進するものとしている。 質の高い交通やデジタルのネットワークの強化を通じたヒト・モノの流動の活発化は、イノベーションの創造を促進し、地域の経済・雇用を支える地域産業の稼ぐ力の向上や持続可能な産業への戦略的な構造転換、教養文化活動の充実、生活環境の改善等の効果を生み出すものであり、全国各地で多様な地域の拠点機能を高め、これらを核とした重層的な生活・経済圏域の地域の自立的・内発的、持続的な発展に繋がるものであるとともに、災害時のリダンダンシーの確保にも資するものである。 また、これらの取組にあたり、国民の多様化する価値観に即して、地域が直面する諸課題に迅速に対応するためには、民の力を最大限發揮し、官民の多様な主体が連携・協働して、地域課題の解決に当たる
改正前	(略) 一 広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的方向 新たな国土形成計画（全国計画）では、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な流れである「対流」を全国各地でダイナミックに湧き起こし、イノベーションの創出を促す「対流促進型国土」の形成を図ることを国土の基本構想とするとともに、そのための国土構造、地域構造として、「コンパクト＋ネットワーク」の形成を進めることとしている。 また、広域地方計画区域等を一つの単位とする広域ブロックにおいて、広域ブロック相互間や東アジアを始めとする諸地域との対流を深めつつ、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描くことによって、地域全体の成長力を高め、自立していくこととしている。 広域からの来訪者を増加させ、又は広域にわたる物資の流通を促進させる諸活動が活発に行われるようにすることが、関連事業活動の活発化、雇用機会の増大、地域所得の拡大、消費生活や教養文化活動の充実、生活環境の改善等の効果を生み出し、地域活性化を図ることは、対流促進型国土を形成する上で重要である。また、このような地域活性化の効果が、ひいては広域ブロックの競争力強化等による自立的発展の基盤の構築に寄与するという好循環が確立されることが重要である。

必要があるものとされている。

このため、広域的な行政主体である都道府県が、民間活動の状況・動向を的確に把握しつつ、国、関係市町村、民間事業者はもとより、広域圏を形成する関係都道府県等とも協調・連携し、具体的な民間プロジェクトと時期を合わせ、これらの諸活動が円滑に行われるのを支えるために不可欠な、道路、港湾等の広域的・基幹的な公共施設を総合的かつ重点的に整備する取組を推進する。

このような考え方から、地域活性化に寄与する諸活動を支えるための基盤として必要となる、当該活動の拠点となる施設及び関連公共施設等の集中的、効率的な整備を図るため、都道府県がこれらの基盤整備の実施に関して広域的地域活性化基盤整備計画（以下「広域活性化計画」という。）を作成することとした。この計画に基づき、民間事業者によって実施される拠点施設整備事業を推進するための金融支援や、都道府県によって実施される関連基盤施設整備事業等に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じている。

二 拠点施設の選定及び重点地区の設定に関する基本的事項

広域活性化計画は、施策対象とする区域の外縁を特定するものではなく、広域的地域活性化のために促進すべき民間活動等の基盤として実施すべき事業、整備すべき施設を特定するためのものである。法においては、地域の活性化に寄与する活動として、当該地域外の広域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する効果が高いものを広域的特定活動と定め、具体的には法第二条第一項並びに広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平

このため、広域的な行政主体である都道府県が、民間活動の状況・動向を的確に把握しつつ、国、関係市町村、民間事業者はもとより、広域ブロックを形成する関係都道府県等とも協調・連携し、具体的な民間プロジェクトと時期を合わせ、これらの諸活動が円滑に行われるのを支えるために不可欠な、道路、港湾等の広域的・基幹的な公共施設を総合的かつ重点的に整備する取組を推進する。

このような考え方から、地域活性化に寄与する諸活動を支えるための基盤として必要となる、当該活動の拠点となる施設及び関連公共施設等の集中的、効率的な整備を図るため、都道府県がこれらの基盤整備の実施に関して広域的地域活性化基盤整備計画（以下「広域活性化計画」という。）を作成することとした。この計画に基づき、民間事業者によって実施される拠点施設整備事業を推進するための金融支援や、都道府県によって実施される関連基盤施設整備事業等に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講じている。

なお、平成二十三年三月に発生した東日本大震災により、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしているなどその影響が広く全国に及んでいることも踏まえ、本制度を活用して広域にわたる人の往来や物資の流通を活性化させるための基盤整備を進め、地域の活性化を図ることがより一層望まれる。

二 拠点施設の選定及び重点地区の設定に関する基本的事項

広域活性化計画は、施策対象とする区域の外縁を特定するものではなく、広域的地域活性化のために促進すべき民間活動等の基盤として実施すべき事業、整備すべき施設を特定するためのものである。法においては、地域の活性化に寄与する活動として、当該地域外の広域からの来訪者を増加させ、又は当該広域にわたる物資の流通を促進する効果が高いものを広域的特定活動と定め、具体的には法第二条第一項並びに広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平

成十九年国土交通省令第七十四号。以下「規則」という。）第一条及び第二条に列挙している。広域活性化計画には、これらに該当する活動のうちから、当該地域の活性化を図るための戦略に照らして重要な民間活動を計画に位置付け、その拠点としての機能が十全に発揮されるために効果的な拠点施設の整備等について定めることになる。

拠点施設は、法第二条第二項及び規則第三条に定める施設で、広域的特定活動の拠点となるものであり、主として民間事業者によって整備されることが想定されるが、広域的な活動の基盤として十分な機能を有する限り、その整備主体を問うものではなく、公的主体により整備される拠点施設を位置付けることも可能である。また、本制度の活用に当たって、拠点施設は、必ずしも新規の整備を行うものに限られるものではなく、既存の施設を位置付けることも可能である。

本制度が地域活性化を図る上で真に効果を発揮するよう、拠点施設の選定に当たっては、当該施設の整備が確実に実施され、当該施設において広域的特定活動が活発に、かつ継続的に行われるよう、十分に確認することが肝要である。

また、広域的な地域活性化のため、拠点施設の整備の促進が特に必要となる場合には、広域的な地域の発展の中心となる生産・物流拠点や観光地等、民間の事業意欲を適切に誘導しつつ、拠点施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区を重点地区として設定する。

拠点施設は広域的に人や物が行き交う拠点であり、また重点地区は拠点施設の整備が特に促進される地区であり、いずれも都市における重要な機能を担うものであるため、その選定及び地区設定に当たっては、都市機能の無秩序な拡散を招かないように十分配慮するとともに、地域の目指すまちづくりの実現に資するようにすることが必要である。

三・四 (略)

成十九年国土交通省令第七十四号。以下「規則」という。）第一条及び第二条に列挙している。広域活性化計画には、これらに該当する活動のうちから、当該地域の活性化を図るための戦略に照らして重要な民間活動を計画に位置付け、その拠点としての機能が十全に発揮されるために効果的な拠点施設の整備等について定めることになる。

拠点施設は、法第二条第二項及び規則第三条に定める会議場施設、観光施設、教養文化施設、研究開発施設、教育施設、交流施設、商業施設その他の施設で、広域的特定活動の拠点となるものであり、主として民間事業者によって整備されることが想定されるが、広域的な活動の基盤として十分な機能を有する限り、その整備主体を問うものではなく、公的主体により整備される拠点施設を位置付けることも可能である。また、本制度の活用に当たって、拠点施設は、必ずしも新規の整備を行うものに限られるものではなく、既存の施設を位置付けることも可能である。

本制度が地域活性化を図る上で真に効果を発揮するよう、拠点施設の選定に当たっては、当該施設の整備が確実に実施され、当該施設において広域的特定活動が活発に、かつ継続的に行われるよう、十分に確認することが肝要である。

また、広域的な地域活性化のため、拠点施設の整備の促進が特に必要となる場合には、広域的な地域の発展の中心となる生産・物流拠点や観光地等、民間の事業意欲を適切に誘導しつつ、拠点施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区を重点地区として設定する。

拠点施設は広域的に人や物が行き交う拠点であり、また重点地区は拠点施設の整備が特に促進される地区であり、いずれも都市における重要な機能を担うものであるため、その選定及び地区設定に当たっては、都市機能の無秩序な拡散を招かないように十分配慮するとともに、地域の目指すまちづくりの実現に資するようにすることが必要である。

三・四 (略)

五 広域的地域活性化のための基盤整備に係る都道府県間その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的事項

1 広域地方計画協議会

各広域圏において、地域資源を最大限活かしながら、多様性に富む自律的な圏域の形成と連携強化を推進するためには、広域圏の視点で、関係都道府県等が相互に連携協力しあつて、交通体系等の基盤整備、教育、人材育成、技術研究等について資源の活用を図っていく必要がある。

このため、国土形成計画の体系においては、都府県のほか、地元経済界、政令指定都市、国の関係地方行政機関等により組織する広域地方計画協議会が協議して広域圏の地域戦略を検討し、広域地方計画を策定することとされており、同計画に基づき都府県等の協議会の各構成員がその役割に応じた必要な施策を実施していくことが求められる。

本制度が、最も広域的な自治体である都道府県が地域の实情に応じた取り組み広域的・基幹的な基盤整備を支援するものであることに鑑み、広域地方計画協議会の機能を拡充して、広域活性化計画の実施についても協議することができるとする等の特例を設けたものであり、本制度の活用に当たっては、広域地方計画に示された広域圏の地域戦略等との調和を図るとともに、広域活性化計画の作成及び実施の過程において、必要に応じた協議会の検討を経てその広域的な調整機能の活用を図るなど、広域的な視点を十分に踏まえたものとすることが望まれる。

また、民間拠点施設整備事業計画の認定を受けた民間事業者による広域地方計画協議会の会議の開催の求めについては、円滑な実務の確保の観点から、当該認定事業者が同協議会に開催を要請する前にあらかじめ関係都道府県が適切に関与し、所要の調整を図ることが適当である。

五 広域的地域活性化のための基盤整備に係る都道府県間その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的事項

1 広域地方計画協議会

企業立地等の産業振興や観光振興等に関して、国境を越えた地域間競争において成長著しいアジア諸国等の他地域と互していくためには、広域ブロックの視点で、関係都道府県等が相互に連携協力しあつて、交通体系等の基盤整備、教育、人材育成、技術研究等について資源の活用を図っていく必要がある。

このため、国土形成計画の体系において、都府県のほか、地元経済界、政令指定都市、国の関係地方行政機関等により組織する広域地方計画協議会が協議して広域ブロックの地域戦略を検討し、広域地方計画を策定したところであり、同計画に基づき都府県等の協議会の各構成員がその役割に応じた必要な施策を実施していくことが求められる。

本制度が最も広域的な自治体である都道府県が地域の实情に応じた取り組み広域的・基幹的な基盤整備を支援するものであることにかんがみ、広域地方計画協議会の機能を拡充して、広域活性化計画の実施についても協議することができるとする等の特例を講じ、同協議会の場を活用して広域活性化計画の円滑な実施を図ることとしたものである。制度の活用に当たっては、広域地方計画に示された広域ブロックの地域戦略等との調和を図るとともに、広域活性化計画の作成及び実施の過程において、必要に応じた協議会の検討を経てその広域的な調整機能の活用を図るなど、広域的な視点を十分に踏まえたものとすることが望まれる。

また、民間拠点施設整備事業計画の認定を受けた民間事業者による広域地方計画協議会の会議の開催の求めについては、円滑な実務の確保の観点から、当該認定事業者が同協議会に開催を要請する前にあらかじめ関係都道府県が適切に関与し、所要の調整を図ることが適当である。

2

民間事業者等の多様な主体の参画と連携

広域的地域活性化のための基盤整備に当たっては、民間の能力、意欲の活用を図る観点から、官民の適切な役割分担の下で、経済活動を展開する企業だけでなく、地域住民、NPO法人等の多様な民間主体の活力を幅広く生かしていくよう施策を展開していくことが必要である。

また、地域活性化を図るためには、広域的な視点による経済活動等の活性化の促進に加えて、各地域においてその特性に応じた、個性的で豊かさの感じられる地域づくりの実現が不可欠であり、そのために国、地方公共団体だけでなく、地域住民、ボランティア団体、民間企業等の多様な主体の責任ある積極的な参加と、各主体の資質を生かした相互の連携が求められる。

このような取組を通じて、住民一人一人が、地域における課題を認識するとともに、地域における地域資源を見つめ直し、時間をかけてそれを磨き上げていくことにより、多様性を持った魅力的な地域社会が形成され、もって対流が促進されることが期待される。

広域的な地域活性化のための基盤整備が重点的、効果的かつ効率的に推進され、法に基づく施策の効果が十分に発揮されるよう、各施策を担うべき多様な主体が積極的に参画し、相互の連携・協力を努め、地域ぐるみで活性化に取り組むことが重要である。

2

民間事業者等の多様な主体の参画と連携

広域的な地域活性化のための基盤整備に当たっては、民間の能力、意欲の活用を図る観点から、官民の適切な役割分担の下で、経済活動を展開する企業だけでなく、地域住民、NPO法人等の多様な民間主体の活力を幅広く生かしていくよう施策を展開していくことが必要である。

また、地域活性化を図るためには、広域的な視点による経済活動等の活性化の促進に加えて、各地域においてその特性に応じた、個性的で豊かさの感じられる地域づくりの実現が不可欠であり、そのために国、地方公共団体だけでなく、地域住民、ボランティア団体、民間企業等の多様な主体の責任ある積極的な参加と、各主体の資質を生かした相互の連携が求められる。

さらに、本格的な人口減少時代を迎え、地域社会における課題解決のための担い手の不足、コミュニティの弱体化等の問題が顕在化している地域も存在する中で、多様化、複雑化する地域社会の諸課題に対する処方箋は、地域の特性に応じて多様であり、行政中心の取組だけでなく、地域住民、企業等様々な地域社会の担い手が主体的に参画し、ともに課題を解決する「共助社会づくり」を更に進める必要がある。共助の精神は、コミュニティの力を向上させ、地域社会が抱える諸課題の解決に向けた大きな原動力となることが期待される。このような取組を通じて、住民一人一人が、地域における課題を認識するとともに、地域における地域資源を見つめ直し、時間をかけてそれを磨き上げていくことにより、多様性を持った魅力的な地域社会が形成され、もって対流が促進されることが期待される。

広域的な地域活性化のための基盤整備が重点的、効果的かつ効率的に推進され、法に基づく施策の効果が十分に発揮されるよう、各施策を担うべき多様な主体が積極的に参画し、相互の連携・協力を努め、地域ぐるみで活性化に取り組むことが重要である。

3||

特定居住の促進における多様な主体の参画と連携

特定居住の促進においては、広域的な地方公共団体としての都道府県と、住まいやまちづくりに係る生活サービスにも密接に関連する地方公共団体としての市町村との役割分担を前提としつつ、民間事業者、NPO等の参画を促しながら相互に連携・協力して取り組むことが重要である。

市町村が地域の関係者の意見を踏まえた施策を実施することを可能とするために特定居住施策に関して協議するための特定居住促進協議会や、市町村の取組を補完・支援し、地域における特定居住の促進に係る体制を強化するための特定居住支援法人の枠組みを十分に活用することが望まれる。

なお、国においても、特定居住施策の課題検討や効果検証などを実施するとともに、地方公共団体の特定居住促進計画の策定等に積極的に協力するものである。

六

広域活性化計画の作成に関する基本的事項

1 総論

広域活性化計画は、地域固有の課題に的確に対応し、都道府県の自主性の下、創意工夫を生かして作成することが必要であり、地域の実情を踏まえて適切に方針を定めるよう努めるとともに、広域的域域活性化のために必要となる具体的な事業又は事務を内容とするものとする。

また、広域活性化計画の策定・実施に当たっては、必要に応じ、都市再生整備計画、地域再生計画、構造改革特区、観光立国推進基本計画、総合特区、国家戦略特区等、他の地域づくりに関連する諸施策との密接な連携をとり、相互に補完しあつて高い相乗効果が得られるよう配慮するものとする。

(新設)

六

広域活性化計画の作成に関する基本的事項

1 総論

広域活性化計画は、一に定める基本的方向及び二から五までに定める基本的事項を踏まえ、地域固有の課題に的確に対応し、都道府県の自主性の下、創意工夫を生かして作成することが必要であり、地域の実情を踏まえて適切に方針を定めるよう努めるとともに、広域的域域活性化のために必要となる具体的な事業又は事務を内容とするものとする。

また、広域活性化計画の策定・実施に当たっては、連携中核都市圏等による活力ある経済・生活圏の形成などの「コンパクトネットワーク」の構築に係る諸施策との密接な連携及び整合性を確保するとともに、必要に応じ、都市再生整備計画、地域再生計画、構造改革特区、観光立国推進基本計画、総合特区、国家戦略特区等、他の地域づくりに関連する諸施策との密接な連携をとり、相互に補完

なお、特定居住の促進を通じた地方への人の流れの創出・拡大による地域活性化を図るため、広域活性化計画（二地域居住）を作成するときは、広域的な地方公共団体としての都道府県と、住まいやまちづくりに係るサービスにも密接に関連する地方公共団体としての市町村との役割分担を前提としつつ、都道府県と市町村が相互に連携・協力して計画作成に取り組むことが重要である。

2
(略)

3 広域活性化計画に基づく事業等の一体的推進

広域的地域活性化を図るため、地域の現状や地域づくりのニーズ等を客観的に把握し分析した上で、地域活性化を進めるために必要な事業等を広域活性化計画に盛り込み、総合的かつ一体的に推進することが重要であることから、都道府県は、広域活性化計画を作成するに当たり、以下に掲げる点を考慮し、それぞれの内容、方向性等について計画に記載するよう努めるものとする。

(1) (略)

(2) 多様な主体の参画及び各種事業等との連携・調整

広域活性化計画に記載した事業等が互いに連携して実施され、相乗効果を生み出すよう、それぞれの事業の実施区域、実施時期、実施方法等について、広域活性化計画の作成から実施の段階に至るまで、関係市町村や民間事業者、関連事業の実施や、拠点施設の整備その他の広域活性化計画の実施に係る許認可等を担当する関係行政機関等との十分な連携・調整を図ることが重要である。

4 他の計画等との調整

広域活性化計画は、広域圏の発展構想の実現に資するものとなるよう、広域地方計画（北海道にあっては北海道総合開発計画、沖縄

しあつて高い相乗効果が得られるよう配慮するものとする。

2
(略)

3 広域活性化計画に基づく事業等の一体的推進

広域的地域活性化を図るため、地域の現状や地域づくりのニーズ等を客観的に把握し分析した上で、地域活性化を進めるために必要な事業等を広域活性化計画に盛り込み、総合的かつ一体的に推進することが重要であることから、都道府県は、広域活性化計画を作成するに当たり、以下に掲げる点を考慮し、それぞれの内容、方向性等について計画に記載するよう努めるものとする。

(1) (略)

(2) 多様な主体の参画及び各種事業等との連携・調整

広域活性化計画に記載した事業等が互いに連携して実施され、相乗効果を生み出すよう、それぞれの事業の実施区域、実施時期、実施方法等について、広域活性化計画の作成から実施の段階に至るまで、関係市町村や民間事業者、関連事業の実施や、拠点施設の整備その他の広域活性化計画の実施に係る許認可等を担当する関係行政機関等との十分な連携・調整を図ることが地域活性化施策を円滑かつ効果的に推進する観点から重要である。

4 他の計画等との調整

広域活性化計画は、広域的なブロックの発展構想の実現に資するものとなるよう、広域地方計画（北海道にあっては北海道総合開発

県にあつては沖縄振興基本方針）において定められた方針、目標、施策に調和したものとするほか、他の法令に基づく地域振興に関する諸計画との調和を図ることも必要である。また、都道府県が行う、基幹的な社会資本整備の実施に関する計画であることに鑑み、社会資本整備重点計画等の道路、河川、鉄道、港湾、空港等の各施設に関する計画と適合したものとする。

また、広域活性化計画は、都市における重要な機能を担う拠点施設の位置等を定めるものであり、その内容については、都市計画法第六條の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）、同法第十八條の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）及び同法第七條の二の都市再開発方針等との調和を保つことにより、都市計画と相まって、地域の目指す都市の将来像が実現されるように定められる必要がある。

七

1 特定居住促進計画の作成に関する基本的事項

1 総論

特定居住の促進は、個人の多様なライフスタイルの実現に加え、関係人口の拡大による新たなビジネスの創出や、地域産業や地域活動の担い手の確保など、より良い地域づくりを進めるための有効な手段となりうるものである。

特定居住の促進を通じて地域の活性化の実現のためには、地域の実情に精通している市町村が主体となつて地域の課題や地域の有する資源を踏まえて取り組むことが重要であり、特定居住促進計画には、市町村が目指す方向性と目標等を定めるよう努めるとともに、目標を達成するために必要となる具体的な事業又は事務を記載するものとする。

また、広域活性化計画に基づいて特定居住促進計画を作成する必要があることから、都道府県との密接な連携をとり、相互に補完しあうことで高い相乗効果が得られるよう配慮するとともに、計画に

計画、沖縄県にあつては沖縄振興基本方針）において定められた方針、目標、施策に調和したものとするほか、他の法令に基づく地域振興に関する諸計画との調和を図ることも必要である。また、都道府県が行う、基幹的な社会資本整備の実施に関する計画であることにかんがみ、社会資本整備重点計画等の道路、河川、鉄道、港湾、空港等の各施設に関する計画と適合したものとする。

また、広域活性化計画は、都市における重要な機能を担う拠点施設の位置等を定めるものであり、その内容については、都市計画マスタープラン及び都市再開発方針等との調和を保つことにより、都市計画と相まって、地域の目指す都市の将来像を実現するように定められる必要がある。

（新設）

住民意見を反映するために、多様な主体で構成される特定居住等促進協議会等において協議するなど、市町村における地域の実情に合わせて作成する必要がある。

2 特定居住促進計画の計画期間について

広域活性化計画に特定居住拠点施設が設定されていることを前提に、特定居住促進計画が作成されることから、計画期間については、広域活性化計画の計画期間の範囲内で定めることとなる。

3 特定居住促進計画の基本的な方針

特定居住の促進に当たり「住まい（住環境）」、「なりわい（仕事）」の確保・新しい働き方」、「コミュニティ（地域づくりへの参加）」等の様々な課題に対応するためには、多様な関係者のそれぞれの強みを生かしながら取組を推進することが重要である。また、特定居住者自身も関係者の一人として参画していくことが期待される観点からも、特定居住者が円滑に地域コミュニティに溶け込み、地域住民と良好な関係を構築するための仕組みづくりが求められる。

このため、特定居住促進計画策定の際は、地域の現状や魅力、地域づくりのニーズ等を客観的に把握し分析した上で、地域が目指す将来像として、特定居住の促進によりどのような地域づくりにつなげていくのかを明確にするとともに、それらを実現する上での地域が抱える課題や、実現に向けた取組の中で特定居住者に期待されること等をあらかじめ整理し、多様な関係者の共通のビジョンとして共有されることが重要である。

4 関連施策との連携について

特定居住の推進に当たっては、新規の施策・施設の整備に加え、公共施設や空き家等の既存の資源などを活用する視点や、農政・交通・教育・福祉などの多様な政策課題について重なり合う領域を有

機的に組み合わせて検討する視点が求められる。そのためにも、分野横断的な連携体制を構築し一体的に取り組んでいくことが望ましい。

5 特定居住促進にかかる情報発信について

特定居住希望者が特定居住を行う地域を選ぶ際には、市町村が求める特定居住者像や特定居住者向けの施設、生活環境に関する情報が重要となる。市町村は、法第二十二條第十三項に規定する計画の公表だけでなく、特定居住促進協議会等と連携し、バリアフリー対応をはじめとした包摂的社會の視点も踏まえ、特定居住に関する情報を幅広く、積極的に発信していくことが求められる。

6 他の計画等との調整

特定居住促進計画は、都市計画法第六條の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）、同法第十八條の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）及び同法第七條の二の都市再開発方針等との調和を保つことにより、都市計画と相まって、地域の目指す都市の将来像が実現されるよう定められる必要がある、特定居住促進区域や拠点施設の位置等についてもこうした観点から検討することが求められる。

また、建築基準法等の特例の活用に当たっては、特定居住の促進のためにやむを得ないと認められる場合であつて、当該地域の良好な住環境を害するおそれがないよう考慮するとともに、市街化調整区域においては、その全域を促進区域に設定することは、市街化を抑制するという市街化調整区域の趣旨からして適切な運用ではなく、無秩序な市街化を促進しないよう、必要最小限の範囲に限定するよう考慮するなど、慎重に検討することが求められる。

八

その他広域的地域活性化のための基盤整備に関する重要事項

七

その他広域的地域活性化のための基盤整備に関する重要事項

一から七までに定めるもののほか、広域的地域活性化のための基盤整備に関連して、地域の自主性と創意工夫を生かしながら、地域におけるニーズに応じた事業又は事務を実施することにより、総合的に施策を展開することが必要である。

1 広域活性化計画・特定居住促進計画の評価

広域活性化計画・特定居住促進計画に基づいて行う事業等の客観性及び透明性を確保するため、広域活性化計画・特定居住促進計画の実施による効果について適切な評価を実施するとともにその結果を公表し、交付金等の制度の効果的・効率的な活用を広く国民に明らかにし、また、分かりやすい方法で確認することができるようにすることが重要である。

都道府県又は市町村は、作成した広域活性化計画・特定居住促進計画をインターネットの利用、印刷物の配布等、都道府県又は市町村の定める方法で公表することとし、国においても提出された計画をまとめて公表する。

さらに、計画期間が終了した時点で、都道府県又は市町村において、広域活性化計画・特定居住促進計画の実施による効果を評価し、その結果を公表することが望まれ、その際には併せて国においても公表する。

2 (略)

一から六までに定めるもののほか、広域的地域活性化のための基盤整備に関連して、地域の自主性と創意工夫を生かしながら、地域におけるニーズに応じた事業又は事務を実施することにより、総合的に施策を展開することが必要である。

1 広域活性化計画の評価

広域活性化計画に基づいて行う事業等の客観性及び透明性を確保するため、広域活性化計画の実施による効果について適切な評価を実施するとともにその結果を公表し、交付金等の制度の効果的・効率的な活用を広く国民に明らかにし、また、分かりやすい方法で確認することができるようにすることが重要である。

まず、都道府県は作成した広域活性化計画をインターネットの利用、印刷物の配布等都道府県の定める方法で公表することとし、国においても提出された計画をまとめて公表する。

さらに、計画期間が終了した時点で、都道府県において、広域活性化計画の実施による効果を評価し、その結果を公表することが望まれ、その際には併せて国においても公表する。

2 (略)

附 則

この告示は、令和六年十一月一日から施行する。